

## 2 服装規定

服装は、本校規定のもの（制服1または、制服2）を着用し、学校の内外を問わず質素・清潔・端正を旨とし華美に流れぬ服装をする。

冬服の期間は10月1日より翌年5月31日までとし、夏服は6月1日より9月30日までとし、前後1か月間を移行期間とする。

### 1 制服

#### 【制服1】

##### (1) 冬服

ア 本校指定の制服（ブレザー・スラックス・ネクタイ）を着用する。

イ 制服の下は、Yシャツかボタンダウンシャツ（色は白）を着用する。

ウ ベルトは、黒・茶を基調とした学生らしいものを着用する。

エ 本校指定のパーカーをブレザーの代用またはブレザーと併用しての着用を原則認める。ただし、正装として扱わない。

##### (2) 夏服

ア 本校指定のスラックスまたは半ズボンを着用する。

イ 上衣は、本校指定のポロシャツ（白またはサックスブルー）を着用する。

ウ ベルトは、黒・茶を基調とした学生らしいものを着用する。

エ 防寒具として、ブレザーまたは本校指定のパーカーの着用を認める。

#### 【制服2】

##### (1) 冬服

#### ① 本校指定の制服【制服2】

##### (1) 冬服

ア 本校指定の制服（ブレザー・スカート・ネクタイ）を着用する。

イ 制服の下は、Yシャツかブラウス（色は白）を着用する。

ウ 本校指定のパーカーをブレザーの代用またはブレザーと併用しての着用を原則認める。ただし、正装として扱わない。

##### (2) 夏服

ア 本校指定の制服（スカート）を着用する。

イ 上衣は、本校指定のポロシャツ（白またはサックスブルー）を着用する。

ウ 防寒具として、ブレザーまたは本校指定のパーカーの着用を認める。

## 2 その他

### (1) 靴

学生らしいものとする。(革靴、スニーカーなど…)

### (2) くつ下

黒、紺、白、グレーの単色とする。

### (3) ストッキング・タイツは黒、又はベージュとする。

### (4) セーター・カーディガン・ベスト

ア 色、デザインが華美でない、Vネック型とする。

イ 登下校時は、ブレザーまたは本校指定のパーカーの下に着用する。

### (5) アウター

ア デザインが華美でない、学生らしい型とする。

イ 授業中の着用は原則禁止とする。

### (6) 本校指定以外のパーカー・トレーナー類

登下校時を含め校内での着用は禁止とする。

### (7) カバン

学生カバン又はスポーツバック類とする。

### (8) 装飾品類（指輪、ネックレス、ピアス等）は原則禁止とする。

### (9) 刺青、タトゥーは禁止とする。

### (10) 頭髪

学生らしい髪型とする。奇抜な髪型・パーマ・カール・染色・脱色・整髪料・エクステ等は原則禁止とする。ヘアゴム・ヘアピンは黒、紺、茶等で華美でないものとする。

### (11) 体操服

ア 雨天の場合、体操服での登下校を認める。ただし、日中は制服を着用する。

イ 体育が含まれる日程の場合、体操服で日中過ごすことを認める。

ただし、登下校は制服を着用する。

### 3 諸届について

#### (1) 事前に許可を受けるもの

次の場合はその都度、事前に届を提出し許可を受ける。届は定められた様式のものに必要事項を記入し、担任に提出する。

- ① 怪我等により異装をするとき
- ② 早退するとき
- ③ アルバイトを希望するとき（1年生は夏季休業中から）
- ④ 交通関係（原付免許取得・授業日における原付免許取得・原付一種通学・  
原付一種通学外使用・四輪車免許取得）

※事前に届を出さなかった場合、特別指導の対象となる。

#### (2) 担任に連絡したのち届を提出するもの

以下の場合、担任に連絡の上、所定の届を提出する。

- ① インフルエンザ等の感染症に感染した場合・・・感染症罹患報告書
- ② 引っ越しをした場合・・・住所変更届
- ③ 本籍が変更になった場合・・・転籍届
- ④ 氏名の変更があった場合・・・氏名変更届
- ⑤ 保証人の変更があった場合・・・保証人変更届
- ⑥ 保護者の変更があった場合・・・保護者変更届

### 4 校内指導規定について

生徒の本分に反し、高校生としてふさわしくない次のような行為があった場合、校内の指導規定に従って特別に指導を行う。

- (1) 喫煙（電子タバコを含む）や飲酒をしたとき
- (2) 生徒としてふさわしくない店、遊技場などに入入りしたとき
- (3) 不良組織に加入したとき
- (4) 不正乗車をしたとき
- (5) 公共物を故意に破損したり、紛失したりしたとき
- (6) 教職員に対して侮辱的行為のあったとき
- (7) いじめ、暴力行為があったとき
- (8) 金品の強要をしたとき
- (9) 万引き、窃盗をしたとき

- (10) 不正行為をしたとき
- (11) 交通違反をしたとき
- (12) 交通関係の届を出さずに、当該行為を行ったとき
- (13) 刺青、タトゥーを入れたとき
- (14) 薬物を乱用したとき
- (15) SNS等に関する問題行動をしたとき
- (16) その他学校の秩序を乱したとき

※1 自転車通学を希望する者は、点検後にステッカー（100円）を貼る。

※2 任意保険に加入することが望ましい。

## 5 原付一種規程

### 1 原付（一種）免許取得について

- (1) 免許取得時期は、1年生の1学期中間考査以降とし、事前に「原付（一種）免許取得許可願」を提出すること。
- (2) 授業日における免許取得は、「授業日における原付（一種）免許取得許可願」を提出すること。この場合、認めるのは3回までとし、授業は欠課扱いとする。
- (3) 免許取得後は、「原付一種通学許可願」又は「原付一種通学外許可願」のいずれかを提出すること。

### 2 原付一種通学許可制限

- (1) 通学距離が片道8km以上であること。
- (2) 道路交通法に定める第一種原動機付自転車（総排気量50cc以下、または総排気量125cc以下及び最高出力4.0kW以下の新基準原付）であること。
- (3) 自動車損害賠償保険及び任意保険に加入済みのこと。
- (4) 原付一種通学許可願を提出後、生徒支援部の車両点検と使用に関しての指導を受け、保護者同伴のうえで通学許可式に参加すること。

### 3 通学外のバイク使用制限

- (1) 道路交通法に定める第一種原動機付自転車（総排気量 50cc 以下、または総排気量 125cc 以下及び最高出力 4.0kW 以下の新基準原付）であること。
- (2) 自動車損害賠償保険及び任意保険に加入済みのこと。

### 4 原付一種通学の心得

- (1) 原付一種通学を希望する者は、「原付一種通学許可願」を提出し、ステッカーの交付を受けなければならない。（通学外の場合は、「原付一種通学外許可願」のみ提出）
- (2) 許可された原付一種には所定のステッカー（100 円）を貼る。
- (3) 免許証は常に携帯する。
- (4) 法規を守り、常に安全運転を心がける。
- (5) 学期末に行われる生徒支援部による定期点検を必ず受けなければならない。
- (6) 乗車の際は、必ずフルフェイスヘルメットを着用する。
- (7) 二人乗りは、厳禁とする。
- (8) 登校後、下校時まで運転することを禁止とする。
- (9) 原付一種は、定期点検を行い、常に良好な状態にしておく。
- (10) 原付一種は、学校の所定の場所に置く。

### 5 その他

- (1) 上記に違反する行為があった場合、通学許可を一時停止とする。
- (2) 交通法規並びに本規程に違反した生徒は、特別指導の対象となる。

## 6 四輪車等免許取得に関する規定

### 1 四輪車について

#### (1) 四輪車免許取得について

- ① 自動車学校への入校は、3年生の2学期中間考査最終日以降とする。(10月初旬)
- ② 免許取得後の在学中は四輪車を運転できない。

#### (2) 取得違反について

- ① 無許可入校
  - ・ 許可日以前に免許取得又は教習中の場合
  - ・ 許可日以降に学校に届け出ずに免許取得又は教習中の場合
- ② 四輪車運転の場合
- ③ 授業時に自動車学校へ通った場合
- ④ 在学中(他校生も含む)の生徒の運転する車に同乗した場合
  - ※ 上記事項については、特別指導の対象となる。

#### (3) 2学期末考査及び学年末考査1週間前から、教習を禁止とする。

#### (4) 追認考査受験者は、単位を取得するまで教習を禁止とする。

#### (5) 合宿での自動車学校入校は、自宅学習時(第3学年の2月)より認める。なお、卒業に支障があると学年が判断する場合は入校を認めない。

### 2 自動二輪車について

自動二輪者の免許取得は禁止とする。

- (1) 免許を取得した場合
- (2) 運転した場合
- (3) 免許証の不正再交付の場合
- (4) 自動二輪車への同乗

※ 上記事項については、特別指導の対象となる。